

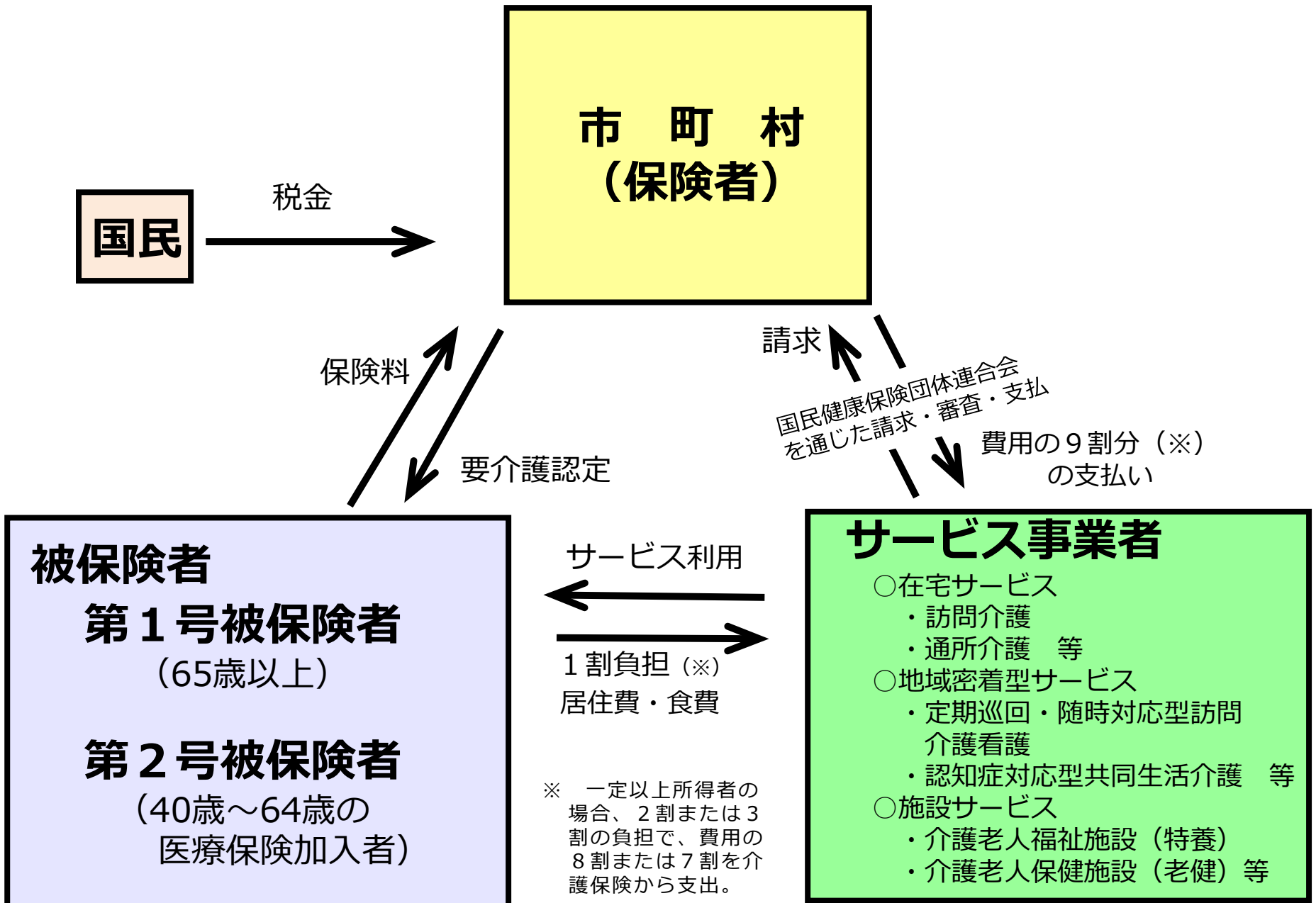
令和6年度 第1回 松戸市介護保険運営協議会資料

松戸市の介護保険制度の概要

1. 介護保険制度の仕組み
2. サービス利用者（要介護認定者等）
3. 介護サービス
4. 地域支援事業
5. 地域包括支援センター
6. 費用負担
7. 介護保険料（第1号被保険者）
8. 介護保険料の賦課・徴収の状況

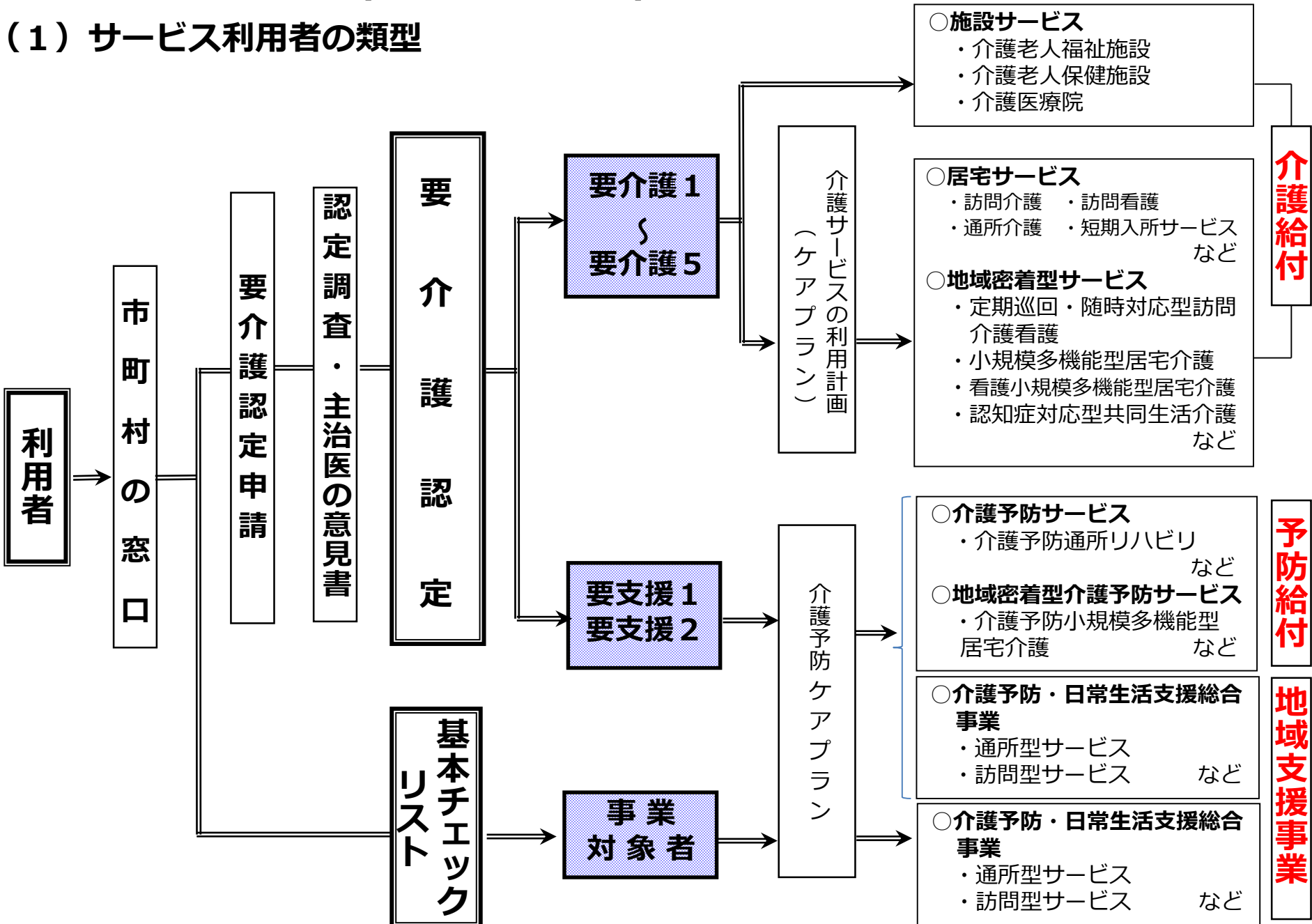
松戸市介護保険課・指導監査課・
高齢者支援課・地域包括ケア推進課
2024/5/30

1. 介護保険制度の仕組み



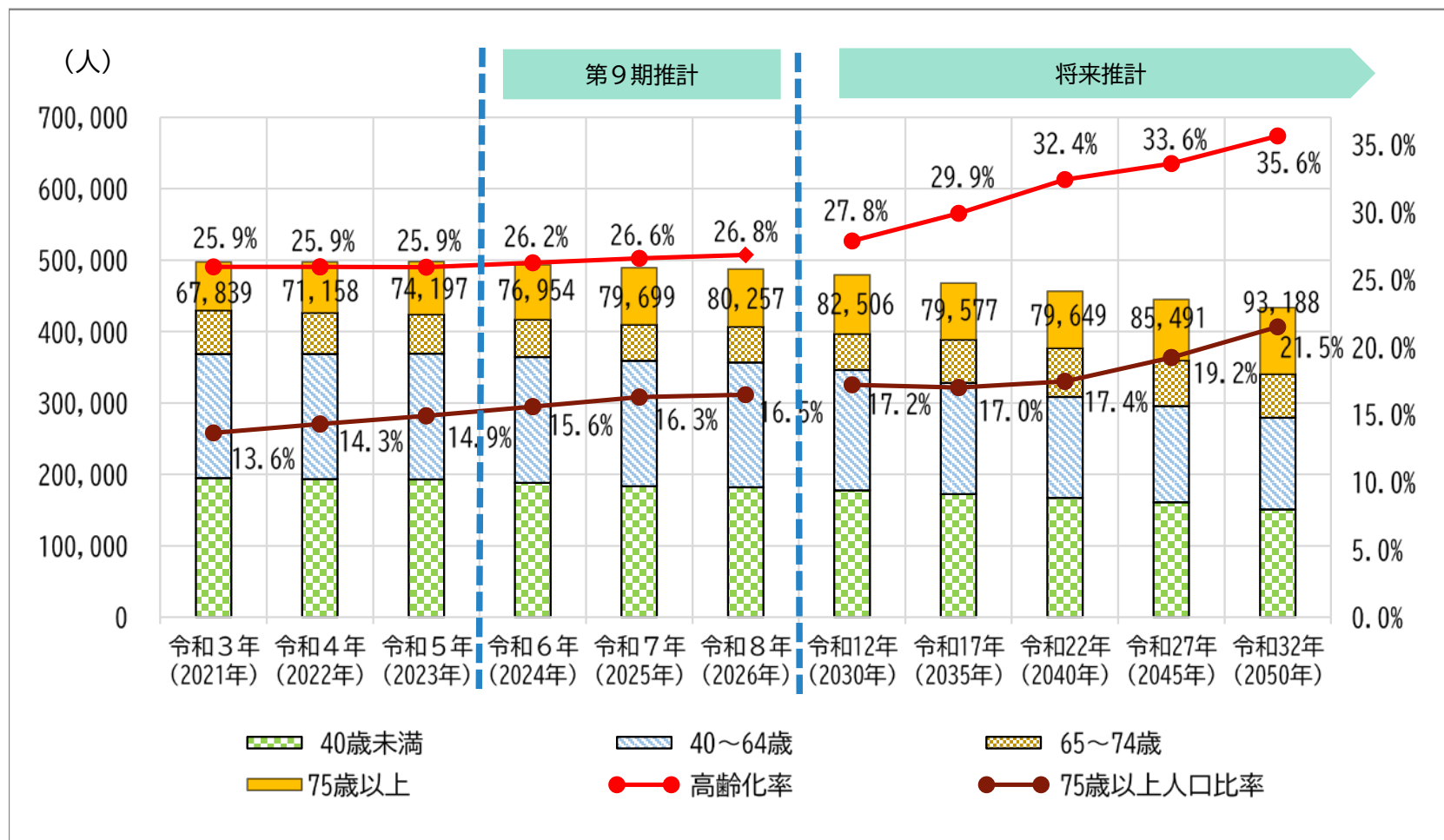
2. サービス利用者（要介護認定者等）

（1）サービス利用者の類型



(2) 松戸市の高齢者数・高齢化率

出典：いきいき安心プランⅧまつど



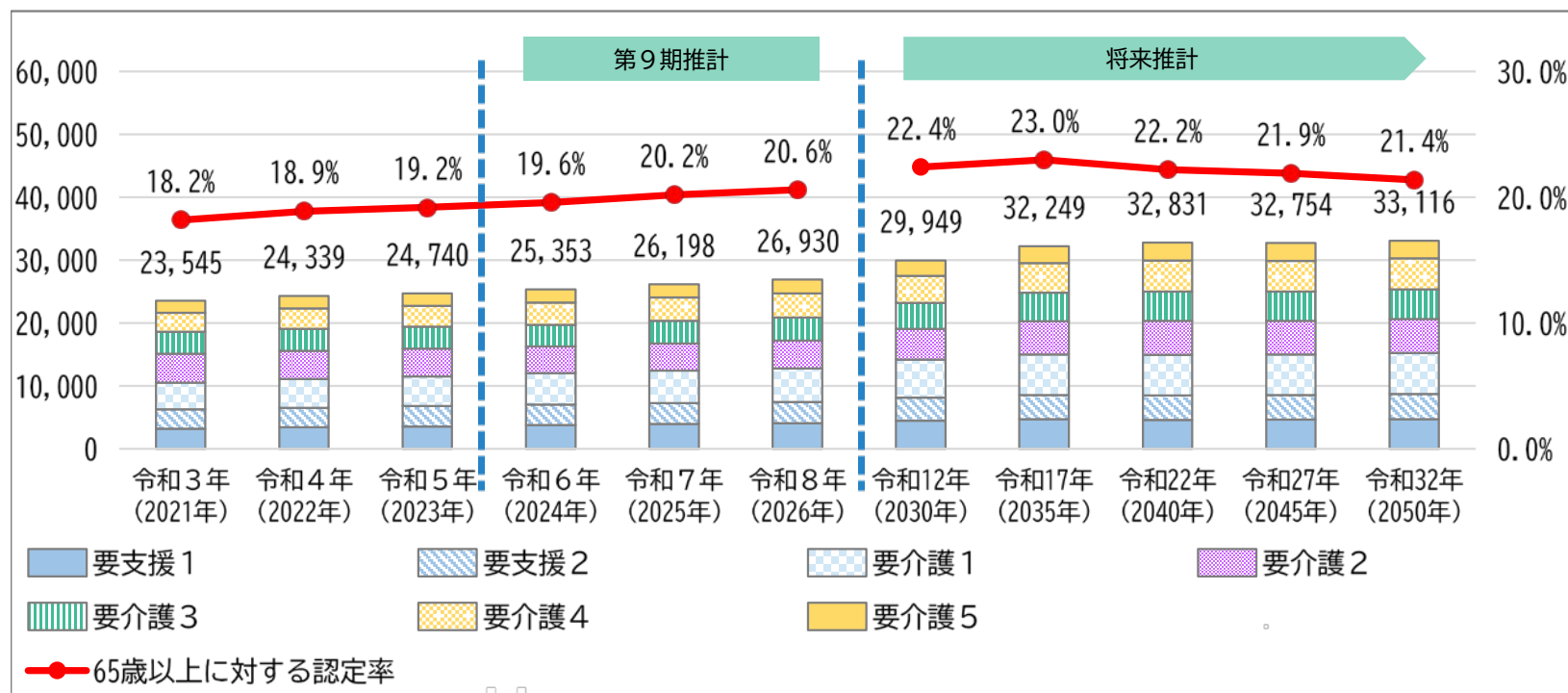
※各年10月1日現在

※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口の実績

※令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年）を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

(3) 松戸市の要介護者・要支援者の推移

出典：いきいき安心プランⅧまつど



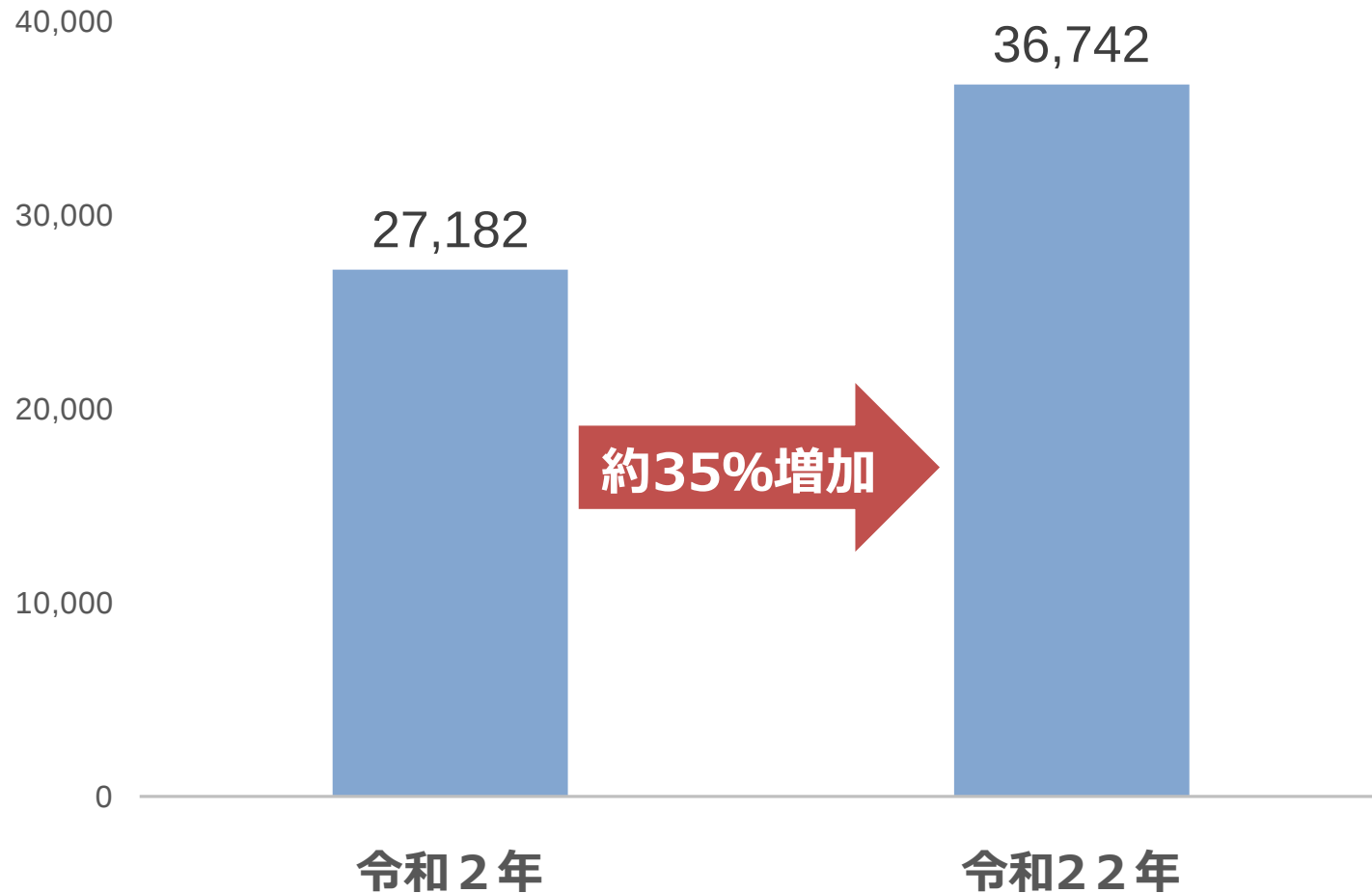
※各年10月1日時点

※令和3年～令和5年は実績（介護保険事業報告のデータ）

※令和6年度以降は、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』により推計

(4) 松戸市の1人暮らし高齢者数の推計

出典：いきいき安心プランⅧまつど



※令和2年は国勢調査（10月1日現在）の結果

※令和22年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）を用いた粗い推計

3. 介護サービス (1) サービスの類型

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付	◎居宅サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 【通所型サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院	◎地域密着型サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○療養通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◎居宅介護支援
予防給付	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援
総合事業		◎介護予防・日常生活支援総合事業 ○訪問型サービス ○通所型サービス ○その他の生活支援サービス ○介護予防ケアマネジメント

このほか、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給がある。

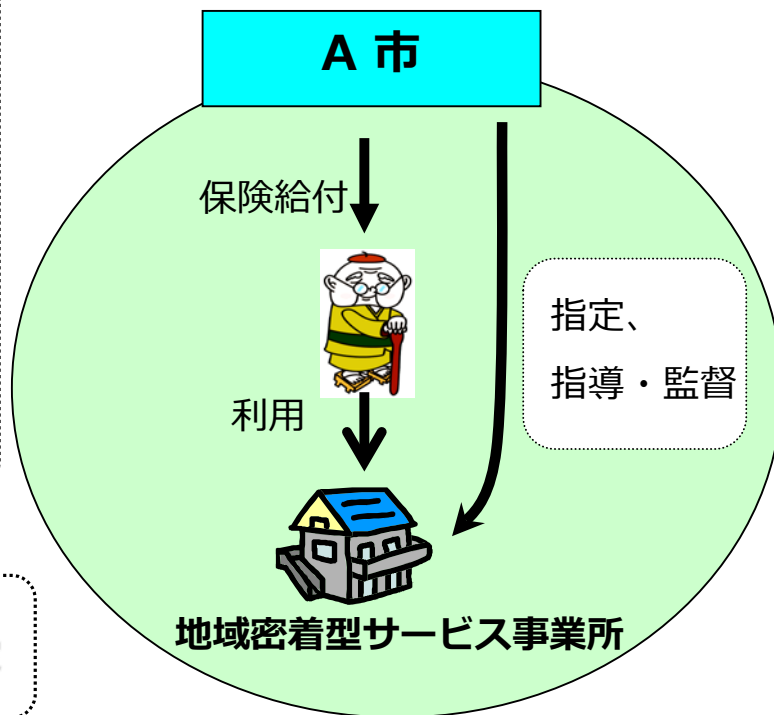
(2) 地域密着型サービスの概要

平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝**地域密着型サービス**）として創設された。

1：A市の住民のみが利用可能

- 市町村が指定権限を持つ
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2：地域単位で適正なサービス基盤整備

- 市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進
- サービス特性に応じて、公募による指定や指定拒否等も可能

4：公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、運営協議会（地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等）が関与

【地域密着型サービスの種類】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護（定員18人以下のデイ）
- 認知症対応型通所介護（認知症デイ）
- 療養通所介護（療養デイ）
- 小規模多機能型居宅介護（小規模多機能サービス）
- 看護小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能サービス）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(3) 松戸市におけるサービス利用見込（第9期介護保険事業計画期間：令和6～8年度）

①介護サービス（要介護者向け）の利用見込

(単位:人/月)

出典：いきいき安心プランⅧまつど

介護保険事業計画		第8期			第9期		
サービス	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
i. 居宅介護サービス							
訪問介護		4,091	4,320	4,432	4,505	4,681	4,845
訪問入浴介護		268	272	262	285	307	328
訪問看護		1,613	1,794	2,041	2,083	2,168	2,243
訪問リハビリ テーション		391	419	416	422	438	454
居宅療養管理 指導		4,827	5,109	5,407	5,529	5,760	5,966
通所介護		3,953	4,130	4,407	4,483	4,654	4,812
通所リハビリ テーション		1,032	1,086	1,109	1,120	1,162	1,202
短期入所 生活介護		813	868	953	970	1,009	1,044
短期入所 療養介護		39	46	68	70	72	74
特定施設入居者 生活介護		1,075	1,083	1,107	1,133	1,172	1,207
ii. その他							
福祉用具貸与		6,624	7,067	7,359	7,451	7,743	8,014
特定福祉用具 購入		116	119	105	104	109	112
住宅改修		69	66	72	72	75	76
居宅介護支援		9,856	10,355	10,565	10,740	11,155	11,537

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値
※令和6年度以降、福祉用具については、選択制が導入されますが、第8期ベースで推計

②施設サービス（要介護者向け）の利用見込

介護保険事業計画		第8期			第9期		
サービス	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
i. 施設サービス							
介護老人 福祉施設		1,778	1,772	1,764	1,794	1,824	1,854
介護老人 保健施設		1,044	1,048	1,013	1,033	1,053	1,073
介護医療院		44	78	103	123	143	163
介護療養型 医療施設		62	32	0			
施設サービス 利用者数 合計		2,929	2,930	2,880	2,950	3,020	3,090

(単位:人/月)

出典:いきいき安心プランⅧまつど

※令和3年度、令和4年度は実績値
令和5年度は見込値
令和6年度以降は推計値

③地域密着型サービス（要介護者向け）の利用見込

介護保険事業計画		第8期			第9期		
サービス	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
i. 地域密着型サービス							
小規模多機能型 居宅介護		164	159	165	168	197	227
看護小規模多機能型 居宅介護		189	196	193	193	253	283
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護		81	79	75	85	95	105
夜間対応型 訪問介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護		1,479	1,537	1,524	1,550	1,609	1,663
認知症対応型 通所介護		43	38	38	38	38	38
認知症対応型 共同生活介護		618	615	627	688	697	697
地域密着型 特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設		113	113	116	116	116	116
複合型サービス（新設）					0	0	0

(単位:人/月)

出典:いきいき安心プランⅧまつど

※令和3年度、令和4年度は実績値
令和5年度は見込値
令和6年度以降は推計値

4. 地域支援事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

◎ 目的

被保険者の介護予防及び地域における自立した日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行う。

◎ 事業構成

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他生活支援サービス
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2. 包括的支援事業

◎ 目的

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域で自立した日常生活を営めるよう支援する。

◎ 事業構成

① 地域包括支援センターの運営

- ア 総合相談支援業務
- イ 権利擁護業務
- ウ 包括的・継続的マネジメント支援業務
- エ 介護予防ケアマネジメント業務

② 社会保障の充実

- ア 地域ケア会議の推進
- イ 在宅医療・介護連携推進事業
- ウ 認知症施策推進事業
- エ 生活支援体制整備事業

3. 任意事業

◎ 事業構成

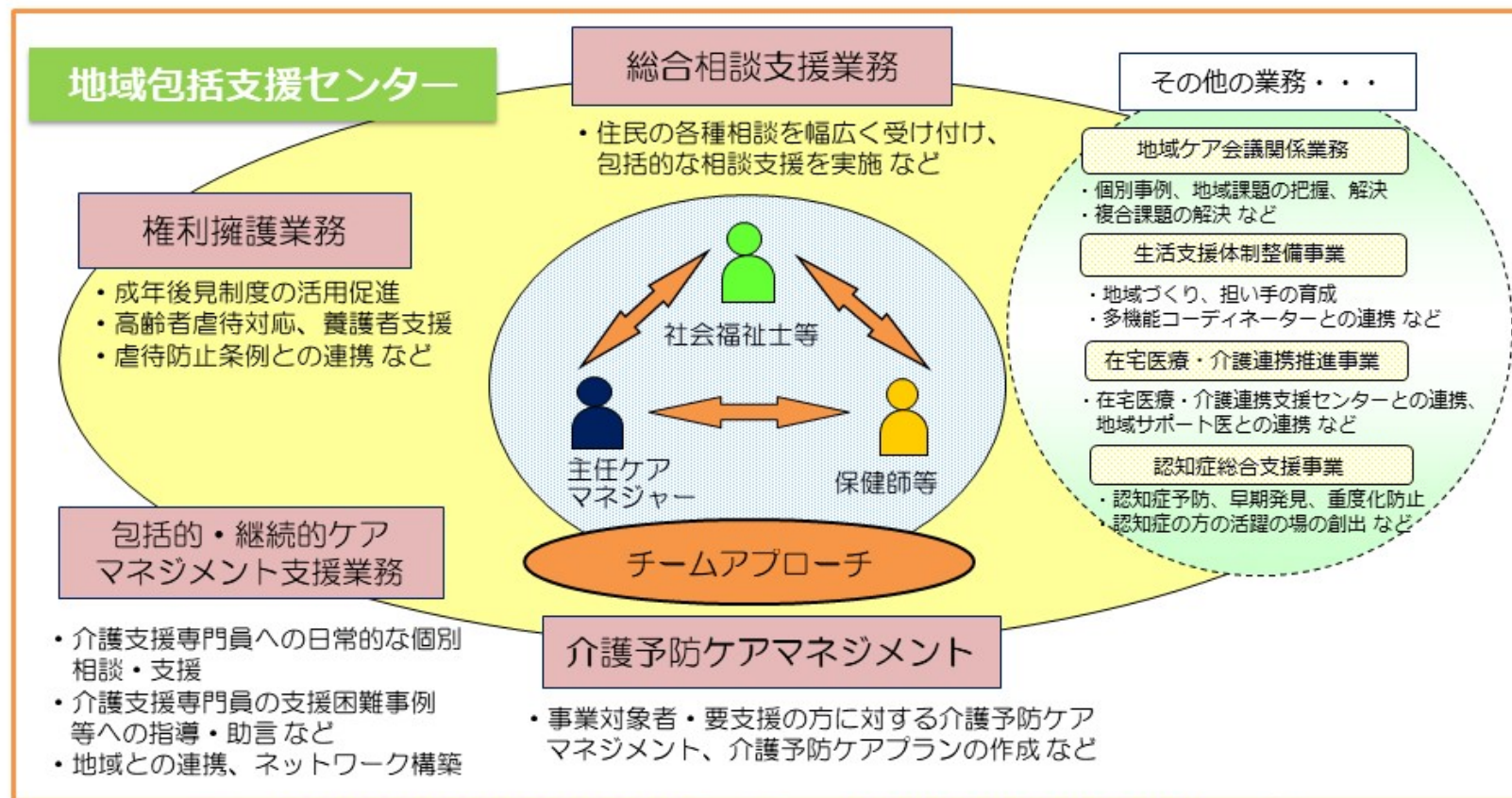
- ① 介護給付費等費用適正化事業
- ② 家族介護支援事業
- ③ その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

5. 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の4第1項）

地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割



統括・総合調整

後方支援

松戸市直営

基幹型地域包括支援センター

(2) 地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）の設置状況

- 圏域担当のセンター（委託型）を日常生活圏域ごとに設置。
- 基幹型センター（直営型）を市役所本庁内に設置し、高齢者施策全般及び関連施策との有機的な連携等を図りつつ、圏域担当センターの総合調整や後方支援等を行う。

松戸市の日常生活圏域（地区社協単位）

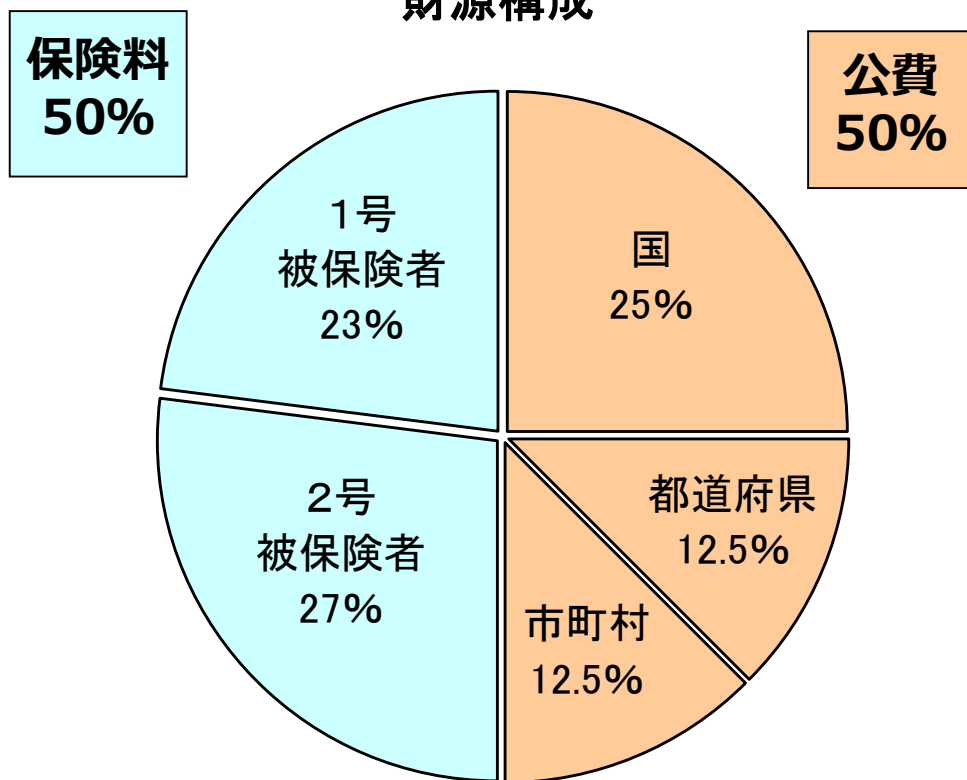


地区等	高齢者数 (人)
基幹 (直営、市役所内)	—
明第1	13,014
明第2東	5,936
明第2西	8,138
本庁	5,262
矢切	5,122
東部	10,424
常盤平	14,897
常盤平団地	3,303
五香松飛台	9,819
六実六高台	6,535
小金	11,180
小金原	9,008
新松戸	10,769
馬橋西	5,813
馬橋	9,521

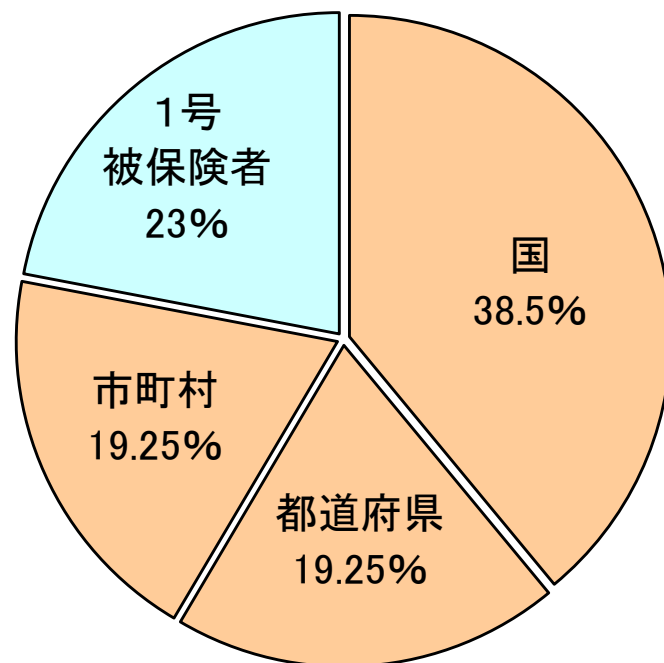
6. 費用負担 (1) 財源構成の仕組み

- 介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、公費50%、保険料50%。
- 保険料は、第1号被保険者が23%を、第2号被保険者が27%を負担。(R6～8年度)
- 公費は、国25%、都道府県・市町村がそれぞれ12.5%を負担(ただし、施設等給付は、国20%、都道府県17.5%。)
- 国庫負担25%のうちの5%部分は、市町村の保険財政調整のための「調整交付金」として交付。
- なお、包括的支援事業・任意事業には第2号保険料の負担がなく、公費負担の割合が高い。

介護給付・予防給付・総合事業の
財源構成



包括的支援事業・任意事業の
財源構成



(2) 松戸市介護保険特別会計予算 (イメージ図)

介護保険特別会計予算 概要説明図

令和6年度

歳 入 (財 源)				歳 出	
市 12.4億円 (職員給与等繰入金)				総務費 12.4億円 (職員人件費・認定審査会費等)	
公費 50%	国 92.3億円	保険給付費の 25% (介護給付費負担金) (調整交付金)	地域支援事業 交付金	保険給付費 392.3億円	
	県 58億円	保険給付費の 12.5% (介護給付費負担金)	地域支援事業 交付金		
	市 50.9億円	保険給付費の 12.5% (介護給付費繰入金)	地域支援事業 費繰入金		
保険料 50%	第2号被保険者 109.4億円 (支払基金)	保険給付費の 27% (介護給付費交付金)	地域支援事業 支援交付金		
	第1号被保険者 93億円 (介護保険料)	保険給付費の 23%			
市 5.2億円 (介護給付費等準備基金取り崩し・低所得者保険料軽減負担繰入金他)				地域支援事業費 14.1億円	
				保健福祉事業費 0.5億円	
市 0.3億円 (前年度繰越金)				基金積立金・諸支出金・予備費 2.2億円 (準備基金への積立、保険料還付、一般会計繰出金他)	
歳入予算額 421.5億円				歳出予算額 421.5億円	

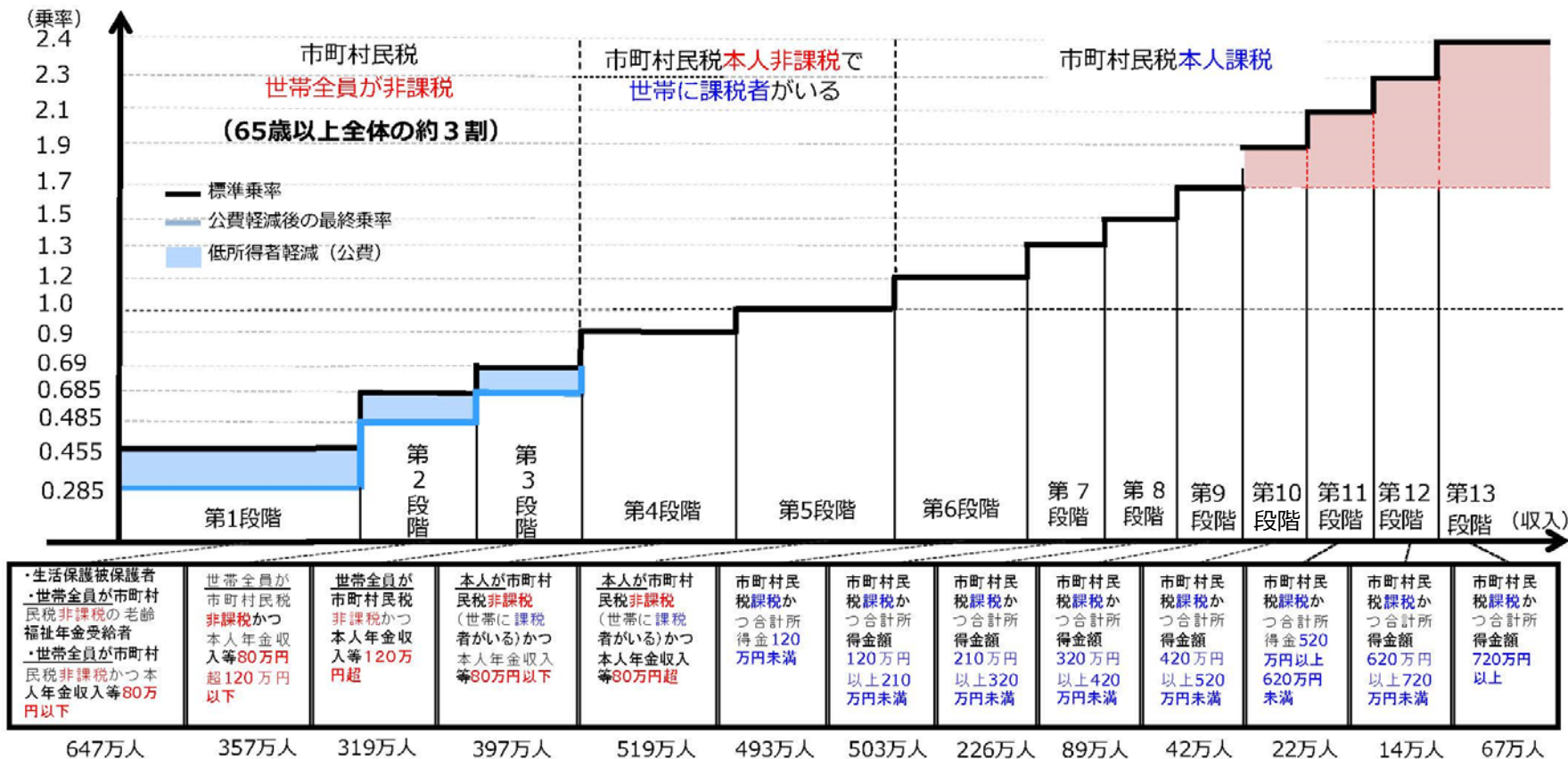
(3) 令和6年度松戸市介護保険特別会計予算

令和6年度 松戸市介護保険特別会計 当初予算総括表

(歳入)								(歳出)								(単位 千円)											
款	項	目	節	令和6年度 当初予算 (②)	令和5年度 当初予算 (①)	増減(②-①)		説明	款	項	目	令和6年度 当初予算 (②)	令和5年度 当初予算 (①)	増減(②-①)		説明											
						金額	率							金額	率												
1 介護保険料	1 介護保険料	第1号被保険者 保険料	1 現年度分	9,279,440	8,250,281	1,029,159	12.5%	予定収納率 98.4%	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	911,124	580,377	330,747	57.0%	一般職人件費 435,533 会計年度人件費 84,473 管理業務(旅費) 4,702											
			2 過年度分	20,000	20,000	0	0.0%					2 徴収費	1 賦課徴収費	38,164	40,086		△ 1,922	-4.8%									
	款 計			9,299,440	8,270,281	1,029,159	12.4%	2 滞納処分費		滞計	3			3	0		0.0%										
	2 手数料			1 総務手数料	1	1	0				0.0%	精証明手数料(手数料条例)		38,167	40,089		△ 1,922	-4.8%									
2 使用料及び 手数料	款 計			1	1	0	0.0%	3 介護認定審査会 費	1 介護認定審査会費	283,935 388,087 △ 104,152 -26.8%																	
	3 国庫負担金			1 介護給付費負担金	1 現年度分	7,135,766	6,942,645			193,121	2.8%	4 運営協議会費	1 運営協議会費	745 600 145 24.2%													
	2 国庫補助金			1 調整交付金	1 調整交付金	1,635,903	1,485,657			150,246	10.1%			5 障害普及費	1 障害普及費	3,119 2,960 159 5.4%											
	2 地域支援事業交付金			1 現年度分	360,299	374,409	△ 14,110			-3.8%	款 計					1,237,090	1,012,113	224,977	22.2%								
3 保険者機能強化推進交付金			1 保険者機能強化推進交付金	33,319	53,196	△ 19,877	-37.4%	2 保険給付費	1 介護サービス等諸費	1 介護サービス等諸費	36,440,207					35,291,825	1,148,382	3.3%									
4 保険者努力支援交付金			1 保険者努力支援交付金	61,173	65,513	△ 4,340	-6.6%				2 介護予防サービス等諸費	1 介護予防サービス給付費	773,526			769,900	3,626	0.5%									
款 計			9,226,460	8,921,420	305,040	3.4%	3 高額介護サービス等費							1 高額介護サービス等費	1,053,201				1,204,155	△ 150,954	-12.5%						
1 支払基金交付金			1 介護給付費交付金	1 現年度分	10,592,183	10,338,337																253,846	2.5%	4 高額医療合算介護サービス等費	1 高額医療合算介護サービス等費	145,217	254,397
2 地域支援事業支援交付金			1 現年度分	347,163	365,486	△ 18,323		-5.0%	5 特定入所者介護サービス等費	1 特定入所者介護サービス等費												785,517	737,594				
款 計			10,939,346	10,703,823	235,523	2.2%		6 その他諸費			1 審査支払手数料	32,640	32,267			373	1.2%										
1 県負担金			1 介護給付費負担金	1 現年度分	5,614,081	5,501,648	112,433							2.0%	款 計			39,230,308	38,290,138	940,170	2.5%						
3 県補助金			1 地域支援事業交付金	1 現年度分	185,377	194,608	△ 9,231							-4.7%	3 地域支援事業費			1 介護予防・生活支援サービス事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,217,005	1,120,374			96,631	8.6%		
款 計			5,799,458	5,696,256	103,202	1.8%	2 介護予防ケアマネジメント事業費		2 介護予防ケアマネジメント事業費	0				143,680						△ 143,680	-100.0%	介護予防・生活支援サービス事業費へ統合					
6 財産収入			1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1 預金利子収入	1		1			0	0.0%	預金利子収入(基金運用益)			145,217	254,397						△ 109,180	-42.9%			
7 繰入金			1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	1 介護給付費繰入金	4,903,789		4,786,267			117,522	2.5%	2 一般介護予防事業費			1 一般介護予防事業費	40,097						53,631	△ 13,534	-25.2%		
2 職員給与等繰入金			2 職員給与等繰入金	1,237,090	1,012,113	224,977		22.2%			3 包括的支援事業・任意事業費	1 包括的支援事業費			76,105			2,132	73,973							3469.7%	
3 地域支援事業費繰入金			185,377	194,608	△ 9,231	-4.7%	2 任意事業費	2 任意事業費	68,348	85,367				△ 17,019						-19.9%							
4 その他一般会計繰入金			1	1	0	0.0%															3 在宅医療・介護連携推進事業費	3 在宅医療・介護連携推進事業費					0
5 他所得者保険料軽減繰入金			441,426	479,569	△ 38,143	-8.0%							4 認知症総合支援事業費			4 認知症総合支援事業費	0						24,330	△ 24,330	-100.0%		
6 重層的支援体制整備事業繰入金			1	0	1	#DIV/0!					項 計				144,453			153,236	△ 8,783							-5.7%	
項 計			6,767,684	6,472,558	295,126	4.6%	4 その他諸費	1 審査支払手数料	3,476	4,376	△ 900	-20.6%															
2 基金繰入金			1 介護給付費等準備基金繰入金	1 介護給付費等準備基金繰入金	89,137	955,241								△ 866,104	項 計			3,476	4,376	△ 900	-20.6%						
項 計			89,137	955,241	△ 866,104								款 計			1,405,031	1,475,297	△ 70,266	-4.8%								
款 計			6,856,821	7,427,799	△ 570,978	-7.7%							4 保健福祉事業費			1 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	49,287	43,163	6,124	14.2%						
8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 前年度繰越金	25,000	25,000	0	0.0%	款 計								49,287	43,163	6,124	14.2%								
			9 諸収入			1 延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	1 延滞金	1	1	0	0.0%	4 基金積立金	1 基金積立金	1 介護給付費等準備基金積立金	1	1	0	0.0%								
	2 市預金利子			2 第1号被保険者加算金	1 加算金	1	1	0	0.0%	款 計						1	1	0	-								
	3 過料			1 過料	1	1	0	0.0%	5 諸支出金			1 償還金及び返付加算金				1 償還金	15,001	15,001	0	0.0%							
2 第三者納付金			1 第三者納付金	1	1	0	0.0%	2 第1号被保険者還付加算金			2 第1号被保険者還付加算金	10				10	0	0.0%									
款 計			6	6	0	0.0%	項計			15,011	15,011	0	0.0%	国庫等返還金 1 第1号被保険者還付金 15,000													
2 繰出金			1 他会計繰出金	199,805	198,864	941	0.5%	款 計			214,816	213,875	941	0.4%	一般会計源資金 1 重層的支援体制整備事業繰出金 199,804												
款 計			214,816	213,875	941	0.4%	6 予備費			1 予備費	1 予備費	10,000	10,000	0	0.0%												
歳入合計			42,146,533	41,044,587	1,101,946	2.7%	歳出合計			42,146,533	41,044,587	1,101,946	2.7%														

7. 介護保険料（第1号被保険者）（1）介護保険料の仕組み

- 介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。
- 負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。
- 基準額は第5段階。市町村の判断により、基準額に対する割合の変更や、多段階設定などを可能とする弾力化あり。
- 第1号被保険者の保険料は、原則として年金から特別徴収。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

8. 介護保険料の賦課・徴収の状況

(1) 松戸市における介護保険料の賦課・徴収の状況①

(1) 令和4年度 介護保険料収納状況 (令和5年3月末現在) (単位: 円)

	当初予算額(A)	補正予算額(B)	予算現額(A)+(B)	調定額(C)	収入済額(D)	不納欠損額(E)	収入未済額 (C)-(D)-(E)	収納率	
								対予算額	対調定額
現年度	8,220,096,000	▲ 10,688,000	8,209,408,000	8,351,934,050	8,286,899,300	0	65,034,750	100.94%	99.22%
過年度	20,000,000	0	20,000,000	201,588,427	26,651,612	68,583,470	106,353,345	133.26%	13.22%
合 計	8,240,096,000	▲ 10,688,000	8,229,408,000	8,553,522,477	8,313,550,912	68,583,470	171,388,095	101.02%	97.19%

(2) 令和4年度 所得段階別被保険者数 (令和5年3月末現在) ※人数は令和4年度保険料賦課人数: 年度途中・資格取得・喪失含む

所得段階	所 得 区 分	保険料算出方法	月額 (円)	人数 (人)	比率
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の人 ・ 生活保護を受給している人 ・ 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.28	1,570	22,837	17.1%
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.43	2,410	9,991	7.5%
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない人	基準額×0.67	3,750	9,886	7.4%
第4段階	・ 世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,040	17,208	12.8%
第5段階	・ 世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で4段階に該当しない人	基準額	5,600	16,073	12.0%
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.1	6,160	16,218	12.1%
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で、200万円未満の人	基準額×1.25	7,000	18,990	14.2%
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で、300万円未満の人	基準額×1.5	8,400	10,265	7.7%
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上で、400万円未満の人	基準額×1.6	8,960	4,830	3.6%
第10段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上で、500万円未満の人	基準額×1.7	9,520	2,254	1.7%
第11段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上で、600万円未満の人	基準額×1.9	10,640	1,210	0.9%
第12段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上で、700万円未満の人	基準額×2.05	11,480	759	0.6%
第13段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上で、800万円未満の人	基準額×2.15	12,040	539	0.4%
第14段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上で、900万円未満の人	基準額×2.25	12,600	406	0.3%
第15段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上で、1,000万円未満の人	基準額×2.35	13,160	335	0.3%
第16段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上で、1,500万円未満の人	基準額×2.45	13,720	1,000	0.7%
第17段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上で、2,000万円未満の人	基準額×2.55	14,280	408	0.3%
第18段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	基準額×2.75	15,400	732	0.5%
合 計				133,941	100.00%

○所得段階の設定は今期においても18段階を継続し、保険料基準額は前期5,500円から今期5,600円に変更。
○また、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、第12段階から第18段階の保険料率が各0.05引き上げるとともに、低所得者の保険料軽減として第1段階から第3段階までの保険料率の軽減を前期から継続して実施。

(2) 松戸市における介護保険料の賦課・徴収の状況（参考）

令和6年度 所得段階別保険料

所得段階	所 得 区 分	保険料算出方法	月額（円）	年額（円）	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の人 ・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.275	1,730	20,760	
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.425	2,680	32,160	
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない人	基準額×0.665	4,190	50,280	
第4段階	・世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.85	5,360	64,320	
第5段階	・世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で4段階に該当しない人	基準額	基準額×1.0	6,300	75,600
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.1	6,930	83,160	
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で、200万円未満の人	基準額×1.25	7,880	94,560	
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で、300万円未満の人	基準額×1.5	9,450	113,400	
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上で、400万円未満の人	基準額×1.7	10,710	128,520	
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上で、500万円未満の人	基準額×1.9	11,970	143,640	
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上で、600万円未満の人	基準額×2.1	13,230	158,760	
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上で、700万円未満の人	基準額×2.3	14,490	173,880	
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上で、800万円未満の人	基準額×2.4	15,120	181,440	
第14段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上で、900万円未満の人	基準額×2.5	15,750	189,000	
第15段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上で、1,000万円未満の人	基準額×2.6	16,380	196,560	
第16段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上で、1,500万円未満の人	基準額×2.7	17,010	204,120	
第17段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上で、2,000万円未満の人	基準額×2.8	17,640	211,680	
第18段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上で、2,500万円未満の人	基準額×3.0	18,900	226,800	
第19段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,500万円以上で、3,000万円未満の人	基準額×3.1	19,530	234,360	
第20段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が3,000万円以上の人	基準額×3.2	20,160	241,920	
合 計					